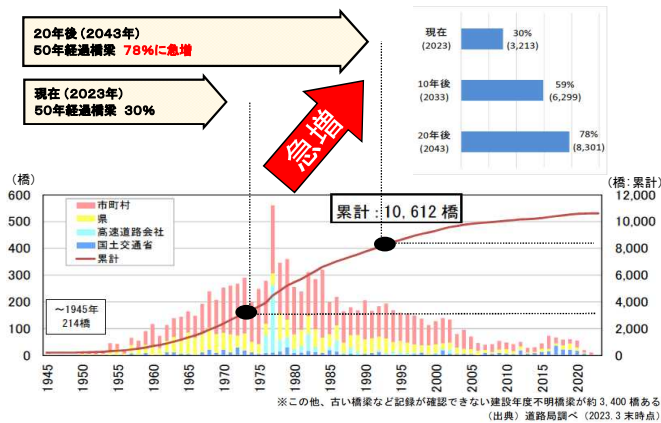


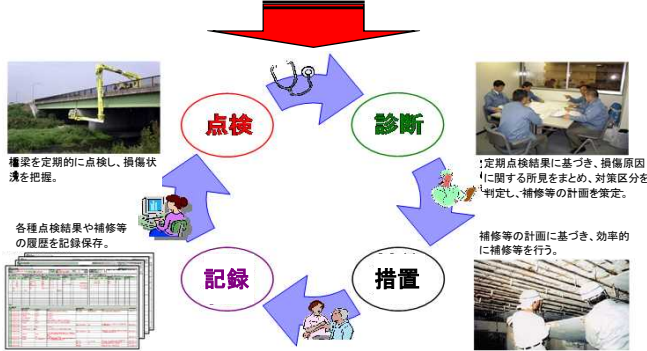
岩手の道路メンテナンス概要【2024年1月】

①. 県内の道路構造物の現状

道路構造物のうち建設後**50年を経過**した橋梁は、現在30%に対し、**20年後には78%に急増**します。



道路構造物の急速な老朽のため、計画的・効率的に「点検」～「診断」～「措置」～「記録」を継続して行っていくメンテナンスサイクルの構築が必要



②. 定期点検の実施

平成26年度から、すべての道路管理者が**5年に1回の頻度**で点検を行っています。令和元年度から点検サイクル2巡目に入りました。



健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分	健全	状態
I	健全	構造物の健全に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の健全に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の健全に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の健全に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁点検を行っている様子

③. 1巡目点検施設における修繕等措置の実施状況

措置が必要なIII、IV判定の橋梁は**1,308橋**。措置着手率は、橋梁78%、トンネル93%、道路付属物等98%。

判定区分III、IVの修繕等措置の実施状況 (全道路管理者)

施設種別	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B	
		B (B/A)	措置完了済の施設数 C (C/A)
橋梁 (14,008橋)	1,308	1,020 (78%)	657 (50%)
トンネル (369箇所)	97	90 (93%)	61 (63%)
道路付属物等 (641施設)	48	47 (98%)	28 (58%)

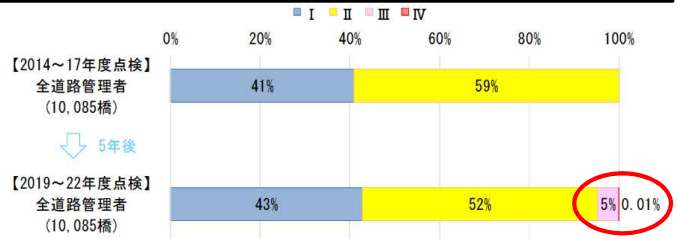
2023.3末時点

判定区分IV
緊急措置を講ずべき施設は、県内には**3橋**あります。現在、**全面通行止等の緊急措置**を行っています。なお、トンネル及び道路付属物等には、判定区分IVと診断された施設はありません。

判定区分III
早期措置は、次回の定期点検まで(5年以内)、措置を講ずべき**実施中**です。

④. 2巡目点検で新たに修繕等措置に移した割合

橋梁において、1巡目点検で判定区分I・IIであった施設のうち、5年後の2巡目点検で新たに措置を講ずるべき状況へ移行した割合は、**IIIが5%、IVが0.01%**。



⑤. 令和4年度の修繕等措置の取り組み事例

■判定区分IIIの修繕事例 (橋梁)

施設名: 宝鏡第2号橋
管理者: 陸前高田市
路線名: 市道宝鏡線
位置: 岩手県陸前高田市
建設年: 1973年 (昭和48年)
主な損傷: 橋台の洗掘



■判定区分III

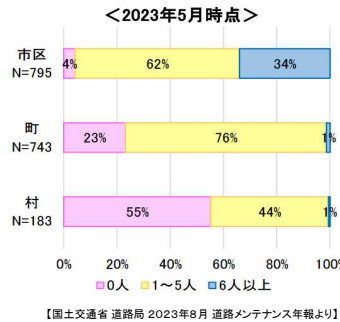
1巡目の判定区分IIIは、令和5年度迄に措置完了することとされていますが、**橋梁648橋、トンネル36箇所、道路付属物等20施設が未完了**です。

⑥. 措置が進まない要因と支援の状況

市町村は**土木技術職員の不足**や**財政的な問題**を抱えており、**技術・財政の両面で支援が必要**です。

■市区町村で橋梁管理に携わる土木技術者数

橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない市町村の割合は、市区4%、町23%、村55%



■岩手県道路メンテナンス会議

道路管理者が選出した技術力の向上、インフラ長寿命化の推進、情報共有や課題解決の連携を深めるため平成26年度に発足
構成機関: 国土交通省、東日本高速道路(株)、岩手県、県内33市町村

■判定区分III、IV

判定区分III、IVの施設において、必要な措置を講ずるため、岩手県道路メンテナンス会議では、市町村の**技術的支援に重点をおいた活動を展開**しています。

岩手の道路メンテナンス概要

詳しくはこちら!



http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/michi/pdf/douro_mente/240117_douro_mennte.pdf



岩手県道路メンテナンス会議 事務局
・岩手県 県土整備部 道路環境課 TEL 019-629-5878(直)
・東北地方整備局 岩手河川国道事務所 TEL 019-624-3131(代)
内304.530

